

## 洞爺湖町東北地方太平洋沖地震支援本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東北地方太平洋沖地震・津波による被害に対する洞爺湖町からの支援を実施するため、洞爺湖町東北地方太平洋沖地震支援本部(以下「支援本部」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(支援本部の設置)

第2条 町長は、当該地震の被災地に対し支援を実施するため、支援本部を設置する。

(支援本部所掌事務)

第3条 支援本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 人員・物資、その他の支援に関すること。
- (2) その他支援本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(構成等)

第4条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ次の者をもって構成する。

- (1) 本部長は、町長がこれにあたる。
- (2) 副本部長及び本部員は別表1に掲げる者をもって充てる。

(支援本部会議)

第5条 本部長は、支援対策を協議するため、支援本部会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 支援本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 支援本部会議は、第3条に規定する支援本部が行う事務について決定する。

(事務局)

第6条 支援本部の事務局は、企画防災課に置き、その構成及び所掌事項は別表2のとおりとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、その都度、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年3月18日から施行する。

別表 1

- 1 副本部長 副町長
- 2 本部員 総務課長  
 税務財政課長  
 住民課長  
 健康福祉課長  
 産業課長  
 建設課長  
 環境課長  
 上下水道課長  
 その他本部長が指名した課長等

別表 2

班 名	班 長	所 掌 事 項
職員動員班	総務課長	職員動員、応援派遣支援に関する事
財政班	税務財政課長	財政に関する事
義援金班	健康福祉課長	義援金（支援金）に関する事
生活班	住民課長	生活、火葬支援に関する事
物資班	企画防災課参事 産業課長	物資の調達、輸送支援に関する事
住宅班	建設課長	住宅支援に関する事
給水班	上下水道課長	給水支援に関する事
省エネ班	環境課長	節電、省エネ支援に関する事
事務局	企画防災課長、参事	支援本部の総務に関する事